

差替え前のファイルと差替え後のファイルは、以下の点が異なります。

(差替え前) 7 ページ中段 赤枠内

「構造耐力上主要な部分」等においては、指定建築材料の使用が求められる。

(差替え後) 7 ページ中段 赤枠内

指定建築材料を「構造耐力上主要な部分」等に使用する場合は、指定JIS・JASに適合するものか、大臣認定を受けたものに該当する必要。